

【資料編】

資料 1	熊本県におけるシミュレーション(熊本県資料抜粋)	P 1
資料 2	耐震診断・改修の流れと有効な耐震改修工事例(参考)	P 6
資料 3	建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)	P 8
資料 4	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)	P19
資料 5	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抜粋)	P26
資料 6	天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領	P34
資料 7	天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要領	P48

資料１ 熊本県におけるシミュレーション

○熊本県に被害を及ぼした主な大地震

西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害
1619. 5. 1 （元和 5）	肥後・八代	6. 2	麦島城はじめ公私の家屋が破壊した。
1625. 7. 21 （寛永 2）	熊本	5. 0～6. 0	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、城中の石垣に被害。死者約 50 人。
1707. 10. 28 （宝永 4）	（宝永地震）	8. 6	（死者 20, 000 人、家屋全壊 60, 000 棟、同流失 20, 000 棟。）
1723. 12. 19 （享保 8）	肥後・豊後・筑後	6. 5	肥後で死者 2 人、負傷者 25 人、家屋倒壊 980 棟。
1769. 8. 29 （明和 6）	日向・豊後・肥後	7. 3/4	延岡城・大分城で被害大。熊本領内でも、死者 1 人、家屋倒壊 115 棟。
1854. 12. 24 （安政 1）	（安政南海地震）	8. 4	安政東海地震、伊予西部の地震被害と重なり区別が難しい。死者 6 人、家屋全壊 907 棟。
1889. 7. 28 （明治 22）	熊本	6. 3	熊本市付近で被害大。死者 20 人、負傷者 54 人、住家全壊 239 棟。
1941. 11. 19 （昭和 16）	日向灘	7. 2	死者 2 人、負傷者 7 人、住家・非住家全壊 19 棟。
1946. 12. 21 （昭和 21）	（南海地震）	8. 0	死者 2 人、負傷者 1 人、住家全壊 6 棟。
1975. 1. 23 （昭和 50）	阿蘇山北縁	6. 1	一の宮町三野地区に被害集中。負傷者 10 人、住家全壊 16 棟。
2010. 2. 27 （平成 22）	南米チリ沖	8. 8	県内の津波波高：20 c m（天草市本渡港）（人的被害、家屋等の被害、公共施設等の被害なし）
2011. 3. 11 （平成 23）	三陸沖	9. 0	県内の津波波高：70 c m（天草市本渡港）（人的被害、家屋等の被害、公共施設等の被害なし）
2011. 10. 5 （平成 23）	熊本地方	4. 4	住家の一部破壊最大震度 5 強（菊池市旭志）。
2016. 4. 14 （平成 28）	熊本地方	6. 5	熊本地震前震最大震度 7（益城町）熊本県下で被害大
2016. 4. 16 （平成 28）	熊本地方	7. 3	熊本地震本震最大震度 7（益城町、西原村）熊本県下で被害大

（地震調査研究推進本部資料より）

○地震動解析

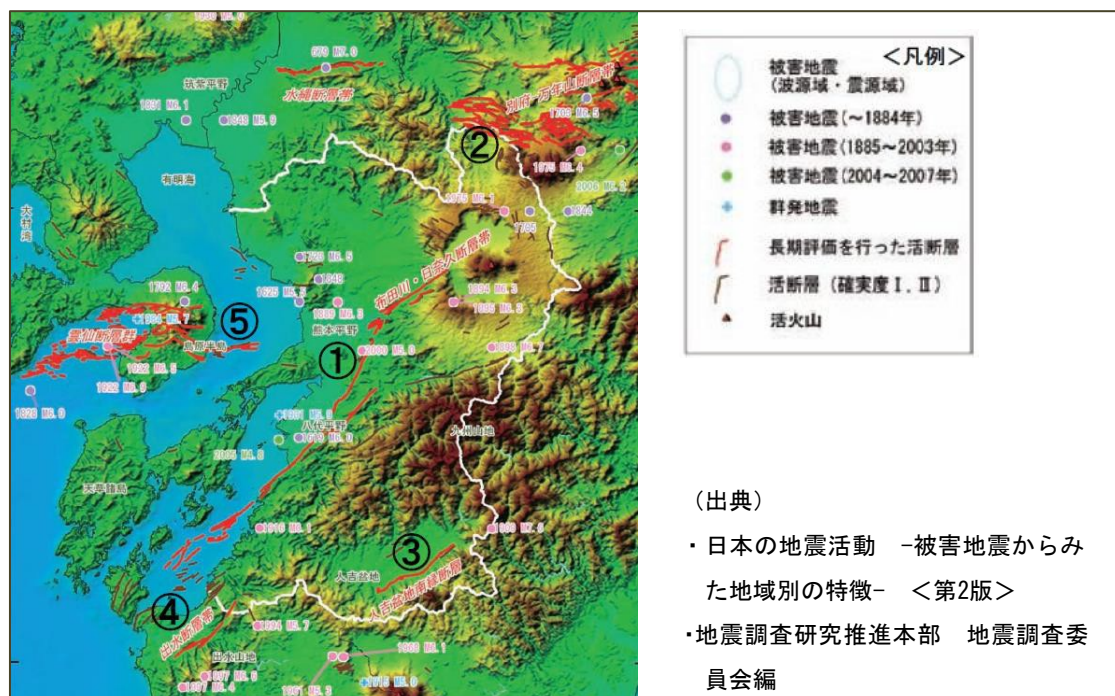
熊本県では、平成 25 年の地域防災計画検討委員会において、国の「長期評価」が実施された地震のうち、本県への被害が大きいと想定される以下の地震を対象に調査を行っています。

検討対象断層帯等 [想定地震の震源域]			地震規模	30 年以内 発生確率
①	布田川・日奈久断層帯	中部・南西部 連動	M7.9	不明
	<参考>	上記震源域単独時：（中部）	(M7.6)	(ほぼ 0～6%)
		：（南西部）	(M7.2)	(不明)
②	別府・万年山断層帯		M7.3	ほぼ 0～3% (最大 2.6%)
③	人吉盆地南縁断層		M7.1	1%以下
④	出水断層帯		M7.0	ほぼ 0～1%
⑤	雲仙断層群 南東部		M7.1	不明
	津波検討追加： 南西部北部・南西部南部 連動		M7.5	不明
⑥	南海トラフ (最大値)		M9.0	極めて低い

※①～⑤：地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表

※⑥：内閣府 中央防災会議 発表

【熊本県周辺の主要活断層】



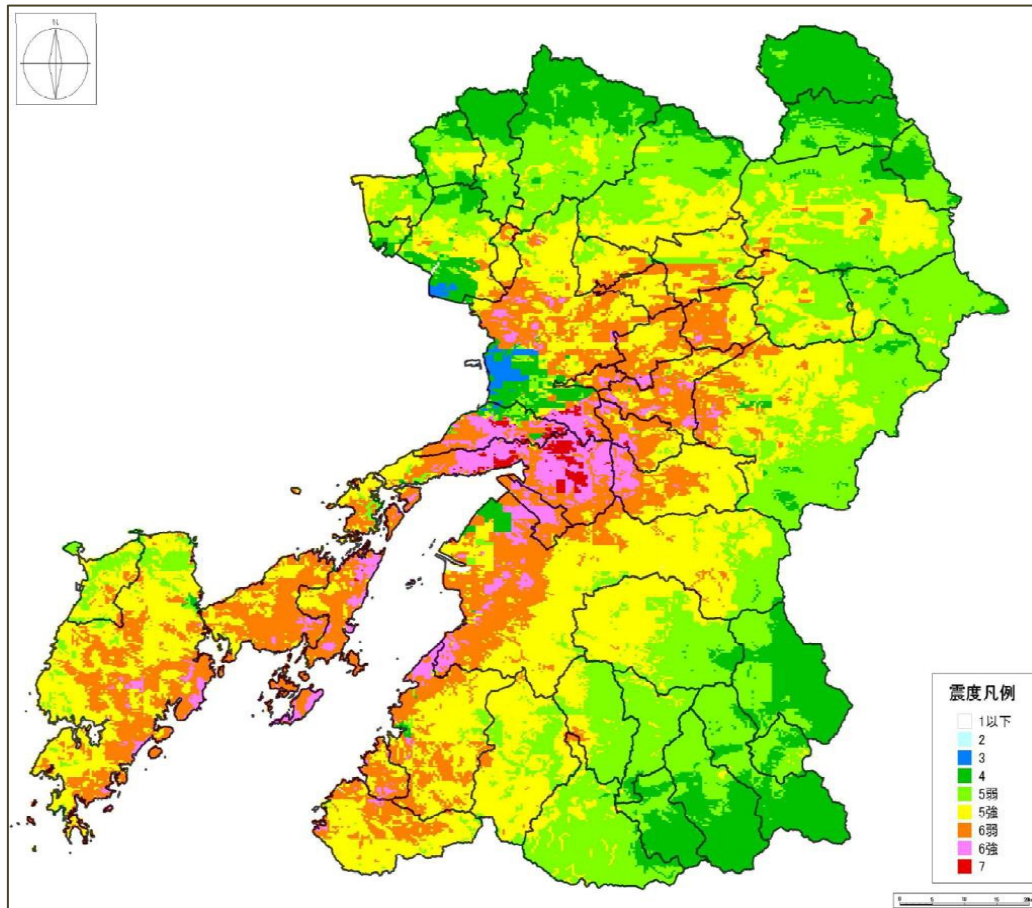
※ 図面上の丸数字は上記の検討対象地震

○熊本県内の想定震度

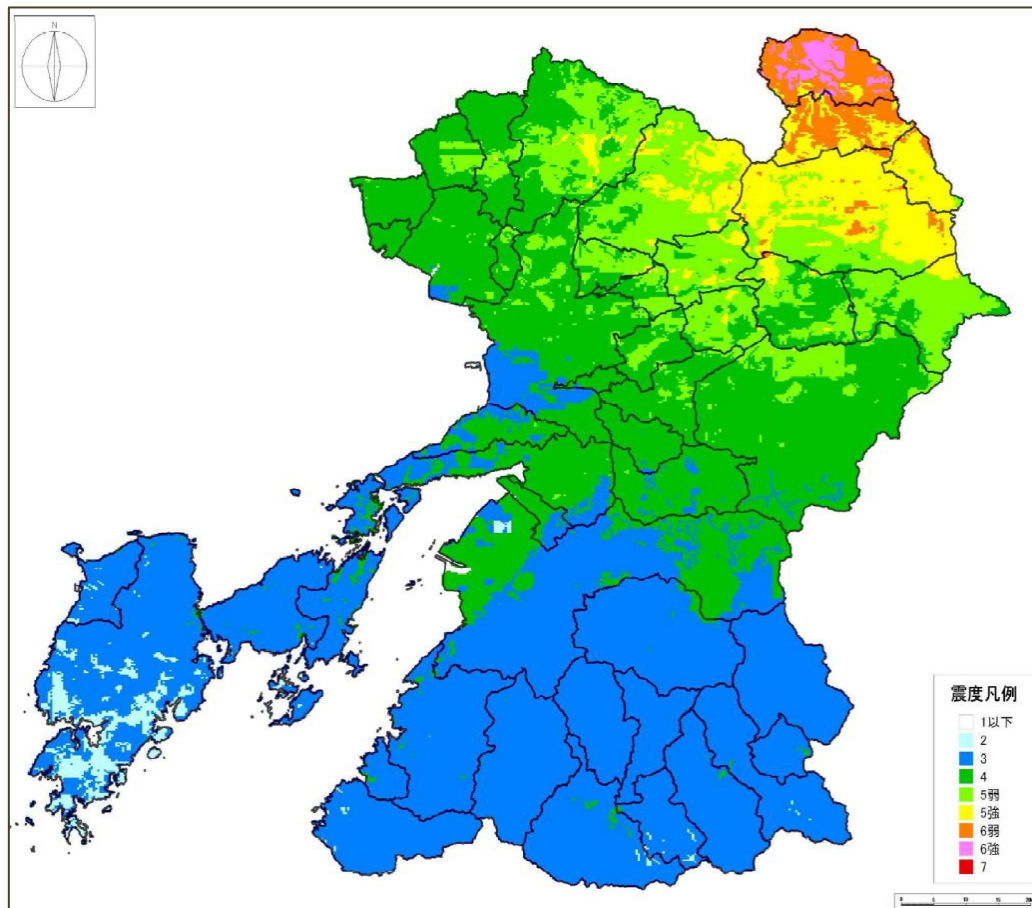
市町村名	布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の運動型 (注2)				別府・万年山断層帯 (注2)		人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 (南東部)	最大値	南海トラフ (内閣府発表 最大値)
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2					
(熊本県庁)	(5 強)	(5 強)	(5 強)	(5 強)	(4)	(4)	(4)	(3)	(4)	(5 強)	(一)
熊本市	7	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	6弱	7	5 強
八代市	7	6強	6強	6強	4	4	6弱	5強	5弱	7	5 強
人吉市	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	7	5強	4	7	5 強
荒尾市	5強	5強	5強	5強	5弱	5弱	4	4	6弱	6弱	5 弱
水俣市	6強	6強	6強	6強	3	3	5強	6強	4	6強	5 強
玉名市	6弱	6弱	6弱	6弱	4	5弱	4	4	6弱	6弱	5 強
山鹿市	5強	6弱	6弱	6弱	5強	5強	4	4	5強	6弱	5 強
菊池市	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	5弱	6弱	5 強
宇土市	7	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	5強	7	5 強
上天草市	7	7	7	7	4	4	5弱	5弱	5強	7	5 強
宇城市	7	7	7	7	5弱	5弱	5強	4	5強	7	6 弱
阿蘇市	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	5弱	6弱	6 弱
天草市	7	7	7	7	4	5強	5強	5強	5強	7	5 強
合志市	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5強	4	4	5弱	6弱	5 強
美里町	7	6強	6強	6強	5弱	5弱	6弱	4	5弱	7	5 強
玉東町	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5弱	5弱	4	5強	6弱	5 弱
南関町	5強	5強	5強	5強	5弱	5弱	4	4	5強	5強	5 弱
長洲町	5強	5強	5強	5強	4	4	4	4	6弱	6弱	5 強
和水町	5強	5強	6弱	5強	5弱	5強	4	4	5強	6弱	5 強
大津町	6弱	6弱	6強	6強	5強	5強	5弱	4	5弱	6強	5 強
菊陽町	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5強	4	4	5弱	6弱	5 強
南小国町	5弱	5弱	5弱	5弱	6強	6強	4	3	4	6強	5 強
小国町	4	5弱	5弱	5弱	6強	6強	4	3	4	6強	5 強
産山村	5弱	5強	5強	5強	6弱	6弱	4	3	4	6弱	5 強
高森町	5強	6弱	6弱	6弱	5強	5強	5弱	4	4	6弱	6 弱
西原村	6弱	6強	6強	6強	5強	5強	5弱	4	5弱	6強	5 強
南阿蘇村	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	4	5弱	6弱	5 強
御船町	6強	6強	6強	6強	5強	5弱	5弱	4	5弱	6強	5 強
嘉島町	6強	6強	6強	6強	4	4	5弱	4	5弱	6強	5 強
益城町	6強	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	5弱	7	5 強
甲佐町	7	7	7	7	4	4	5弱	4	5弱	7	5 強
山都町	6強	6強	6強	6強	5強	5強	5強	4	5弱	6強	6 弱
氷川町	7	6強	6強	6強	4	4	5強	4	5弱	7	5 強
芦北町	7	7	6強	6強	5弱	4	5強	6弱	5弱	7	5 強
津奈木町	6強	6強	6強	6強	4	4	5強	6弱	4	6強	5 強
錦町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	5弱	4	7	5 強
多良木町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	4	4	7	6 弱
湯前町	5強	5強	5強	5強	4	4	6強	4	4	6強	6 弱
水上村	5弱	5弱	5弱	5弱	4	3	6強	4	4	6強	6 弱
相良村	5強	5強	5強	5強	3	3	7	4	4	7	5 強
五木村	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	6弱	4	4	6弱	5 強
山江村	6弱	6弱	6弱	6弱	3	3	6強	4	4	6強	5 強
球磨村	6弱	6弱	6弱	6弱	3	4	6弱	5強	4	6弱	5 強
あさぎり町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	4	4	7	6 弱
葦北町	6弱	6弱	6弱	6弱	3	4	4	5弱	5弱	6弱	5 弱

注1) 着色箇所は、各市町村において最大震度となるケース

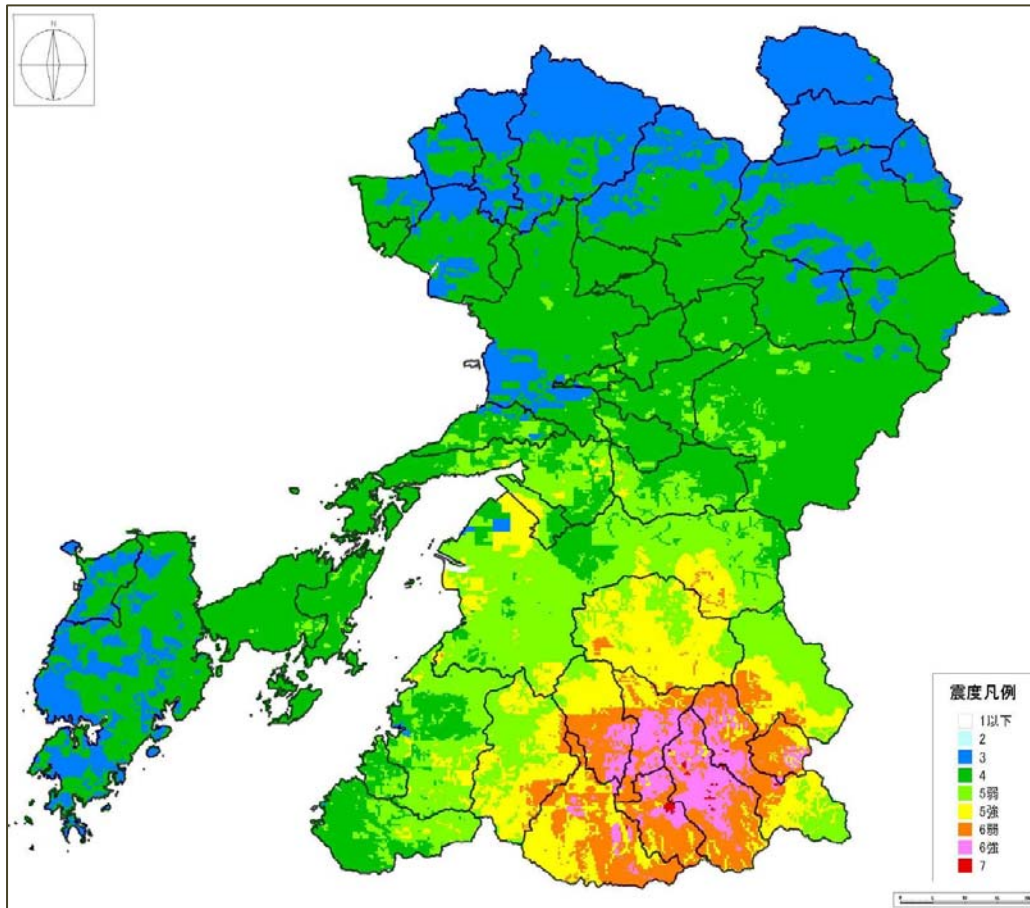
注2) 布田川・日奈久断層帯と別府・万年山断層帯は、J-SHIS(独立行政法人 防災科学技術研究所)が定める、各破壊開始点別のケースを検討



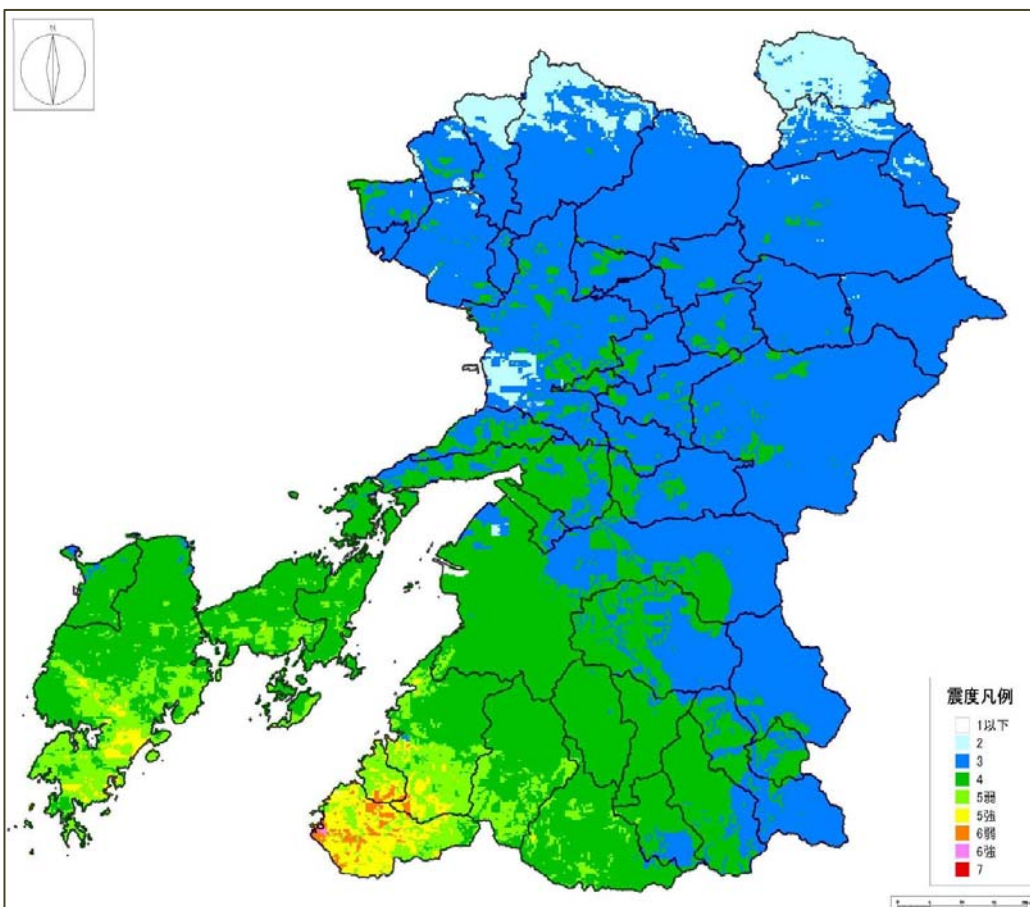
【震度分布図(布田川・日奈久断層帯(中部・南西部 連動))[ケース 3]】



【震度分布図(別府・万年山断層帯)[ケース 2]】



【震度分布図(人吉盆地南縁断層)】



【震度分布図(出水断層帯)】

資料2 耐震診断・改修の流れと有効な耐震改修工事例（参考）

○耐震診断・改修の流れ

耐震診断を行う

耐震診断は、一般的に「木造住宅の耐震診断と補強方法（（財）日本建築防災協会発行）」に基づき行われます。

- 予備調査
設計図書や、増改築の有無等の情報を集めます。
- 現地調査
現地で建物の現況を調査します。
- 耐震性能の評価
専門家が耐震診断を行い、住宅の耐震性能を評価します。
耐震性能を示す評点が1.0未満の場合には対策が必要です。

住宅の劣化状況や、問題点など耐震診断の結果を具体的に聞きましょう。

専門家が行う住宅の評点と判定

評点1.5 以上	評点1.0 以上 1.5 未満
倒壊しない	一応倒壊しない
評点0.7 以上 1.0 未満	評点0.7 未満
倒壊する 可能性がある	倒壊する 可能性が高い

耐震改修計画を立てる

耐震診断の結果に基づき、目的に応じた改修を検討します。

耐震改修計画による耐震改修工事前後の耐震性能の評価や、工事の内容と効果について、きちんと説明を受けましょう。

予算や工期、耐震改修後に求める耐震性能のレベルなど、要望をしっかりと伝え、不安な点、疑問点をなくすようにしましょう。

耐震改修の設計を行う

耐震改修計画に基づき、実施計画を行います。

改修箇所を示した平面図や写真を使って、説明を受けましょう。

耐震改修工事費の見積りを出す

耐震改修工事にかかる費用を算出します。

耐震改修工事の内容をきちんと理解し、工事金額の見積りを確認したうえで、契約しましょう。

耐震改修工事

耐震改修工事を実施します。

工事中の写真をしっかりと残してもらうようにしましょう。

○有効な耐震改修工事例

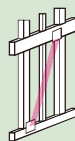
●耐力壁の設置

筋かいで耐力壁をつくる

筋かいは、地震時に左右両方向から力を受けることを考え、バランス良く設置します。

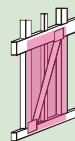
筋かいの接合部は その補強金物により緊結する

金物にはそれぞれの筋かいに合ったものが用意されており、仕様どおり設置すれば非常に有効です。



面材で耐力壁をつくる

代表的なのは構造用合板ですが、その他各種ボード類を適切に施工した場合にもそれぞれに応じた耐力を有します。



●耐力壁をバランス良く配置

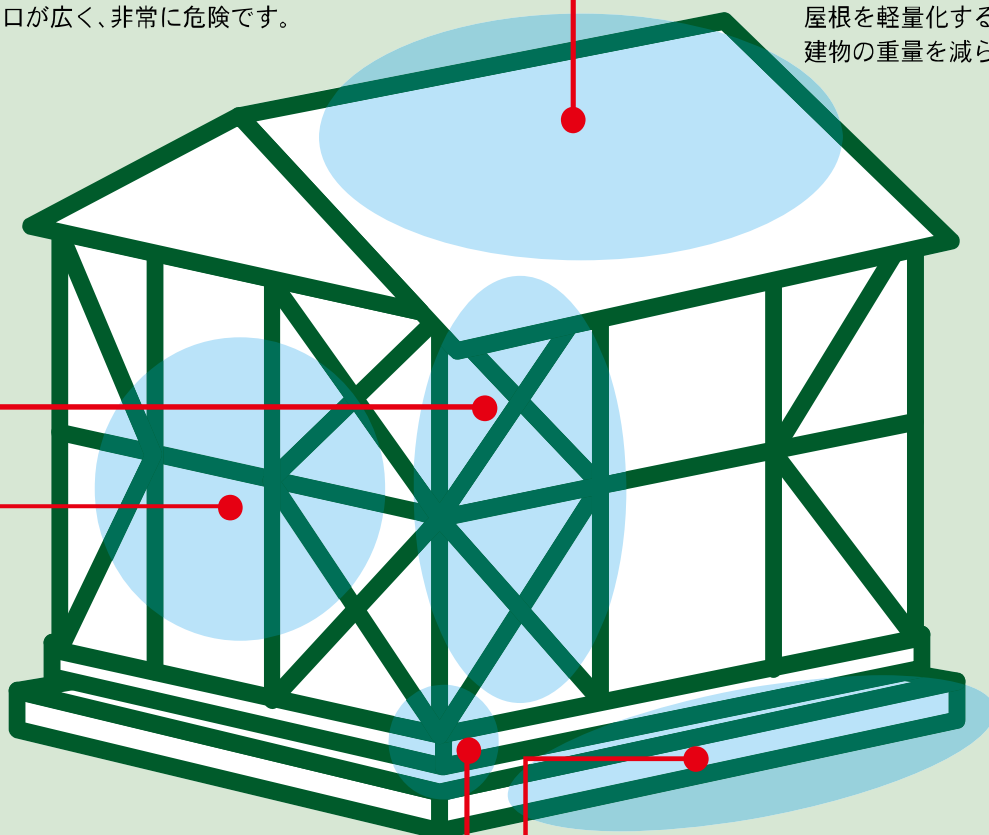
建物の平面バランスを良くする

日本の建築は、高温多湿という夏の風土条件に対応して開放的であり、特に南側には壁が少なく、また、店舗やガレージなども開口が広く、非常に危険です。

●建物の軽量化

屋根の軽量化

プランの制約上、どうしても耐力壁を増やすことができない、あるいは強い壁に交換することができない、といった場合には、屋根を軽量化することによって建物の重量を減らします。



●床面・小屋面を強くする

建物の一体性を高める (耐力壁 + 床面、小屋面の強さ)

2階床面や小屋梁溝面を強くすることにより、地震の揺れを耐力壁に伝えます。

●基礎の補強

ひび割れのある鉄筋コンクリート基礎・ 無筋コンクリート基礎の補強

ひび割れのある鉄筋コンクリート造の基礎は、ひび割れを補修します。無筋コンクリート造の基礎は鉄筋コンクリートの布基礎を抱き合わせるにより補強が可能です。

●柱、梁、土台の緊結

柱頭、柱脚は補強金物やアンカーボルトで 土台や基礎に緊結する

特に筋かいを設置した耐力壁は、柱が土台から引き抜かれたり、土台が基礎から浮き上がったり、柱や筋かいが引き離されたりすることがあります。

●腐朽・劣化部の交換

土台の補強

土台は腐れや白蟻の被害を受けやすいので、定期的に点検・調査し、劣化したものは適切な工法により取り替える必要があります。なおこの時、土台と柱との緊結材の防腐・防蟻処理も行うことが必要です。

資料 3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 54 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第 3 条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第 2 章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第 4 条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第 1 項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表し

なければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居

を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第10条 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案

して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第 13 条 所管行政庁は、第 8 条第 1 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第 7 条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第 14 条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第 5 条第 3 項第 2 号若しくは第 3 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第 6 条第 3 項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第 15 条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第 1 号から第 3 号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第 2 号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第 3 号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第 16 条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第 4 章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第 17 条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第 1 項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第 4 号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第 1 項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建

建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画(2 以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第 5 号ロ及び第 6 号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第 27 条第 2 項、第 61 条又は第 62 条第 1 項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第 27 条第 2 項、第 61 条又は第 62 条第 1 項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第 8 項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第 9 項において「建ぺい率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第 1 項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第 93 条の規定は所管行政庁が同法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第

18 条第 2 項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第 93 条の 2 の規定は所管行政庁が同法第 6 条第 1 項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、同条第 2 項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第 3 項第 3 号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第 3 項第 4 号の建築物については、建築基準法第 27 条第 2 項、第 61 条又は第 62 条第 1 項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第 3 項第 5 号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第 3 項第 6 号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第 1 項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第 18 条 計画の認定を受けた者（第 28 条第 1 項及び第 3 項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第 19 条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第 1 項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第 20 条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第 21 条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第 22 条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規

定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第 23 条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第 2 項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第 24 条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 6 章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第 25 条 耐震診断が行われた区分所有建築物（2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第 25 条第 1 項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第 34 条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第 49 条第 1 項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第 1 項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第 26 条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第 27 条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指

示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 7 章 建築物の耐震改修に係る特例（略）

第 8 章 耐震改修支援センター（略）

第 9 章 罰則（略）

附 則

（施行期日）

第 1 条 （略）

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

第 2 条 （略）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第 3 条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第 7 条各号に定める期限が平成 27 年 12 月 30 日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第 14 条第 2 号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第 7 条から第 13 条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第 14 条及び第 15 条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第 8 条、第 9 条及び第 11 条から第 13 条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前条」とあり、並びに第 9 条及び第 13 条第 1 項中「第 7 条」とあるのは「附則第 3 条第 1 項」と、第 9 条中「前条第 3 項」とあるのは「同条第 3 項において準用する前条第 3 項」と、第 13 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」とあるのは「附則第 3 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第 8 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。

- 5 第 3 項において準用する第 13 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50 万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(以下略)

資料 4. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成 7 年政令第 429 号）

最終改正：平成 28 年 2 月 17 日政令第 43 号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 （略）

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第 2 条 法第 5 条第 3 項第 1 号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 10 項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業又は同条第 4 項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道又は同条第 4 号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自

自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 8 項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第 3 条 法第 5 条第 3 項第 1 号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年 6 月 1 日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第 137 条の 14 第 1 号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が 2 以上ある建築物にあっては、当該 2 以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定を受けた全体計画に係る 2 以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第 137 条の 2 第 3 号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 1 項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第 4 条 法第 5 条第 3 項第 2 号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が 12 メートル以下のときは 6 メートルを超える範囲において、当該幅員が 12 メートルを超えるときは 6 メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12 メートル以下の場合 6 メートル
- 二 12 メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第 5 条 所管行政庁は、法第 13 条第 1 項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第 7 条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 13 条第 1 項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舍又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第14条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所階数2及び床面積の合計500平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数2及び床面積の合計1,000平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計1,000平方メートル
 - 四 体育館 階数1及び床面積の合計1,000平方メートル
- 3 前項各号のうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第14条第1号の政令で定める規模は同項の規定にかかわらず同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第7条 法第14条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する

可燃性固体類又は同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第 6 号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第 14 条第 2 号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第 6 号及び第 7 号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が 1 気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10 トン

ロ 爆薬 5 トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個

ニ 銃用雷管 500 万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個

ヘ 導爆線又は導火線 500 キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2 トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類 30 トン

四 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル

五 マッチ 300 マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第 8 号に掲げるものを除く。）2 万立方メートル

七 圧縮ガス 20 万立方メートル

八 液化ガス 2,000 トン

九 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）20 トン

十 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）200 トン

3 前項各号に掲げる危険物の 2 種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が 1 である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第 8 条 法第 15 条第 2 項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）ボーリング場、スケート場、水泳場
その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第 14 条第 2 号に掲げる建築物
- 2 法第 15 条第 2 項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第 1 号から第 16 号まで又は第 18 号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計 2,000 平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所床面積の合計 750 平方メートル
 - 三 小学校等床面積の合計 1,500 平方メートル
 - 四 前項第 19 号に掲げる建築物床面積の合計 500 平方メートル
- 3 前項第 1 号から第 3 号までのうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 15 条第 2 項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第 1 号から第 3 号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。
- （特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）**
- 第 9 条** 所管行政庁は、法第 15 条第 4 項の規定により、前条第 1 項の特定既存耐震不適格建築物で同条第 2 項に規定する規模以上のもの及び法第 15 条第 2 項第 4 号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第 15 条第 4 項の規定により、その職員に、前条第 1 項の特定既存耐震不適格建築物で同条第 2 項に規定する規模以上のもの及び法第 15 条第 2 項第 4 号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を

検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第 10 条 所管行政庁は、法第 24 条第 1 項の規定により、法第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 24 条第 1 項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第 11 条 所管行政庁は、法第 27 条第 4 項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 27 条第 4 項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第 12 条 法第 29 条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 11 条第 3 項第 2 号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第 4 号の施設である建築物とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 （略）

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第 2 条 法附則第 3 条第 1 項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第 8 条第 1 項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第 19 号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第 8 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで又は第 9 号から第 16 号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）階数 3 及び床面積の合計 5,000 平方メートル

ロ 体育館 階数 1 及び床面積の合計 5,000 平方メートル

ハ 第 8 条第 1 項第 8 号又は第 18 号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数 2 及び床面積の合計 5,000 平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所階数 2 及び床面積の合計 1,500 平方メ

ートル

ホ 小学校等 階数 2 及び床面積の合計 3,000 平方メートル

ヘ 第 8 条第 1 項第 19 号に掲げる建築物 階数 1 及び床面積の合計 5,000 平方メートル

三 第 3 条に規定する建築物であること。

- 2 前項第 2 号イからホまでのうち 2 以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第 3 条第 1 項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号及び第 3 号に掲げる要件のほか、同項第 2 号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第 3 条 第 5 条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第 13 条第 1 項」とあるのは「法附則第 3 条第 3 項において準用する法第 13 条第 1 項」と、同条第 1 項中「法第 7 条」とあるのは「法附則第 3 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(以下略)

資料 5. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

平成 18 年 1 月 25 日

国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 28 年 3 月 25 日 国土交通省告示第 529 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐

震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば

著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者にも頼めばよいのか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を95パーセントとするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約130万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約4万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約2倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に

調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校

の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勧告し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については同項第 2 号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第 4 号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第 28 条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第 5 号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定める

ことが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第5条第7項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談

窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則（略）

（別添）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（略）

資料 6. 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、天草市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事を行う者に対する補助金の交付に関して天草市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要領に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、天草市の市税を滞納していないものとする。
- (3) 戸建て木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる精密診断法
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第 184 号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 項第一号に示される方法
- (5) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- (6) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う、上部構造評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とするための工事をいう。
- (8) 建替え工事 原則として同一敷地内で、既存の戸建て木造住宅 1 棟すべてを解体し、住宅を新築するための工事をいう。
- (9) 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。
 - ア 熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領第 2 条第 8 号に規定するもの
 - イ 市長が上記アと同等以上と認めたもの
- (10) 設計者 耐震診断及び耐震改修設計を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領第 2 条第 3 号に規定する天草市内の耐震診断士

イ 上記アに該当する者のほか、市長が認めた者

(11) 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う前号に規定する者をいう。

(12) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を施工する者をいう。ただし、天草市内の施工業者又は天草市内に営業所及び支店等がある施工業者に限る。

(補助金の交付対象)

第3条 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は別表に定めるとおりとする。

2 この要領に基づく補助金の交付は、本要領又は他の要綱等に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(契約締結及び事業着手)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

(変更申請)

第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことがで

きる。

- 3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（完了期日の変更）

- 第9条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

- 第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

（状況報告）

- 第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（遂行命令）

- 第12条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

（中間検査）

- 第13条 補助事業者は、耐震改修工事における耐震補強の状況を目視確認できる時期に達した場合、耐震改修工事中間検査申請書に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、工事監理者の立会いのもと、市長が行う中間検査を受けなければならない。

- (1) 耐震改修工事及びその工事監理に係る契約書の写し
- (2) 耐震改修図面
- (3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに中間検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項により中間検査を実施した場合、その結果を耐震工事中間検査結果通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう補助事業者に指導するものとする。この場合において、補助事業者が指導に従わないときは、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（完了実績報告）

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書に

市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第16条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る領収書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第15条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

(1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第8条第2項若しくは第3項、第13条第4項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（関係書類の管理等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。

（完了後の報告等）

第20条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があ

るときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。

(補則)

第 2 1 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

第 1 条 この要領は、平成 2 9 年 4 月 2 4 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要領の施行前に着手又は完了した事業については、第 6 条及び第 1 3 条の規定を除き、本要領の規定を適用する。

3 この要領の施行後 3 カ月以内に着手又は完了した事業についても、市長がやむを得ないと認める場合は、第 6 条及び第 1 3 条の規定を除き、本要領の規定を適用することができる。

別表 1（第 3 条）

補助事業	耐震診断費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震診断を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法によって建築された地上階数が 2 以下のもの 3 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第 3 条第 5 号イに規定する罹災報告書 4 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震診断に要する費用
補助率	3 分の 2 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 8.9 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震診断は、設計者が実施するものであること 2 耐震診断報告書は設計者が作成するものであること

別表 2（第 3 条）

補助事業	耐震改修設計費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法によって建築された地上階数が 2 以下のもの 3 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第 3 条第 5 号イに規定する罹災報告書 4 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用 （耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。）
補助率	3 分の 2 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は以下のどちらかに該当する額のいずれか低い方の額 精密診断法による耐震診断を行った場合… 8.3 万円 耐震診断が未実施の場合… 11.8 万円
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること

別表 3（第 3 条）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法によって建築された地上階数が 2 以下のもの 3 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第 3 条第 5 号イに規定する罹災報告書 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について書面による承諾が得られていること。 6 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用 （工事監理に要する費用も含む。）
補助率	2 分の 1 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 60 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくもので、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要領施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの）

別表 4（第 3 条）

補助事業名	建替え工事費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法によって建築された地上階数が 2 以下のもの 3 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により被災したことが確認できるもの - ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 - イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第 3 条第 5 号イに規定する罹災報告書 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について書面による承諾が得られていること 7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え工事に要する費用 （工事監理に要する費用も含む。）
補助率	23%以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 60 万円のいずれか低い方の額

その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの（建替え後の住宅については、構造（木造・非木造）は問わない） 2 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要領施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は建築基準法に適合することを建築士が証明するもの）
--------	---

別表 5（第 3 条）

補助事業名	耐震シェルター工事費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在米軸組構法によって建築された地上階数が 2 以下のもの 3 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により被災したことが確認できるもの - ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 - イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第 3 条第 5 号イに規定する罹災報告書 4 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの - ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの - イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について書面による承諾が得られていること 6 本要領に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの 7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用
補助率	2 分の 1 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 20 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	本要領第 2 条第 9 号に規定する耐震シェルターであること

別に定める事項【第4条（交付申請）、第14条（完了実績報告） ※題及分（附則第1条第2項及び第3項によるもの）を除く。】

関係条項	耐震診断	耐震改修設計	耐震改修工事又は建替え工事	耐震シミュレーション工事
第4条 （交付申請）	（添付書類） ア 事業計画書（別記様式第2号-1） イ 工程表 ウ 住民票の写し エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し オ 住宅の所有者がわかる書類の写し カ 市税の滞納のない証明書又は固定資産証明書（登記事項証明書又は固定資産証明書） キ 承諾書 ク 補助事業実施承諾書（別記様式第4号） ケ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの コ 現況写真（外観写真2方向以上） ク 現況写真（外観写真2方向以上） コ 図及び延べ面積の計算書 サ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明書等） シ 交付決定以降の経緯を別の者に委任する場合は、委任状 ス その他市長が必要と認める書類	（添付書類） ア 事業計画書（別記様式第2号-2） イ 工程表 ウ 住民票の写し エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し オ 住宅の所有者がわかる書類の写し カ 市税の滞納のない証明書又は固定資産証明書（登記事項証明書又は固定資産証明書） キ 承諾書 ク 補助事業実施承諾書（別記様式第4号） ケ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの コ 現況写真（外観写真2方向以上） ク 現況写真（外観写真2方向以上） コ 図及び延べ面積の計算書 サ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明書等） シ 交付決定以降の経緯を別の者に委任する場合は、委任状 ス その他市長が必要と認める書類	（添付書類） ア 事業計画書（別記様式第2号-3） イ 工程表 ウ 住民票の写し エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し オ 住宅の所有者がわかる書類の写し カ 市税の滞納のない証明書又は固定資産証明書（登記事項証明書又は固定資産証明書） キ 承諾書 ク 補助事業実施承諾書（別記様式第4号） ケ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの コ 現況写真（外観写真2方向以上） ク 現況写真（外観写真2方向以上） コ 図及び延べ面積の計算書 サ 耐震改修設計の内容を確認できる図書（建築士の場合は、建築士設計の内容を確認できる書類（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の写等）） シ 耐震診断結果報告書の写し ス 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明書等） セ 交付決定以降の経緯を別の者に委任する場合は、委任状 ソ その他市長が必要と認める書類	（添付書類） ア 事業計画書（別記様式第2号-6） イ 工程表 ウ 住民票の写し エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し オ 住宅の所有者がわかる書類の写し カ 市税の滞納のない証明書又は固定資産証明書（登記事項証明書又は固定資産証明書） キ 承諾書 ク 補助事業実施承諾書（別記様式第4号） ケ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの コ 現況写真（外観写真2方向以上及び設置予定場所の写真） ケ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明書等）又は耐震診断結果報告書の写し サ 交付決定以降の経緯を別の者に委任する場合は、委任状 シ その他市長が必要と認める書類
第14条 （完了実績報告）	（添付書類） ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 補助対象事業に係る領収書の写し ウ 耐震診断報告書 エ 耐震診断実施証明書 オ 設計者の建築士免許証の写し カ 設計者が所属する建築士事務所登録通知書の写し キ 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の写し ク その他市長が必要と認める書類	（添付書類） ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 補助対象事業に係る領収書の写し ウ 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書 エ 補助計画及び設計図書 オ 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書 カ 耐震改修設計実施証明書の写し キ 設計者の建築士免許証の写し ク 設計者が所属する建築士事務所登録通知書の写し ケ 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の写し コ その他市長が必要と認める書類	（添付書類） ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 補助対象事業に係る領収書の写し ウ 工事監理報告書の写し エ 工事写真 オ 耐震改修工事実施証明書（耐震改修工事）又は法適合証明書（建替え） カ その他市長が必要と認める書類	（添付書類） ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 補助対象事業に係る領収書の写し ウ 工事写真 エ 補助対象事業に係る領収書の写し その他市長が必要と認める書類

関係条項	補助対象事業			
	耐震改修設計	耐震改修工事又は建替え工事	耐震シェルター工事	
第4条 （交付申請）	（添付書類） ア 事業計画書 イ 住民票の写し ウ 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類（契約書等） エ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書） オ 市税の滞納のない証明書又は市税滞納有無調査承諾書 カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書 キ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ク 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（雇災証明書） ケ 耐震改修設計実施証明書 コ 設計者の建築士免許証の写し サ 設計者が所属する建築士事務所登録通知書の写し シ 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了の写し ス 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書 セ 耐震改修設計図書 ソ 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書 タ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合	（添付書類） ア 事業計画書 イ 住民票の写し ウ 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類（契約書等） エ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書） オ 市税の滞納のない証明書又は市税滞納有無調査承諾書 カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書 キ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ク 現況写真（外観写真2方向以上） ケ 耐震改修設計の内容を確認できる図書又は建築替え設計の内容を確認できる書類（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の写し等） コ 耐震改修前の耐震診断結果報告書の写し サ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（雇災証明書） シ 工事監理報告書の写し又は耐震改修工事実施証明書（建替えの場合は、検査済み証の写し又は法適合証明書） ス 工事写真 セ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合、委任状 ソ 其他市長が必要と認める書類 タ	（添付書類） ア 事業計画書 イ 住民票の写し ウ 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類（契約書等） エ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書） オ 市税の滞納のない証明書又は市税滞納有無調査承諾書 カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書 キ 当該住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの ク 現況写真（外観写真2方向以上） ケ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（雇災証明書）又は耐震診断結果報告書の写し コ 工事写真（設置後の写真含む。） サ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合、委任状 シ 其他市長が必要と認める書類	

第14条 (完了実績報告)	(添付書類) ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 補助対象事業に係る領収書の写し ウ 現況の各階平面図 エ 補強計画及び設計図書 オ 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合 カ は、耐震改修工事の見積書 キ 耐震改修設計実施証明書 その他市長が必要と認める書類	(添付書類) ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 補助対象事業に係る領収書の写し ウ 工事監理報告書の写し エ 工事写真 オ 耐震改修工事実施証明書(耐震改修工事) カ 法適合証明書又は検査済証の写し(建替え) キ その他市長が必要と認める書類	(添付書類) ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 補助対象事業に係る領収書の写し ウ 工事写真 エ 耐震シミュレーション工事実施証明書 オ その他市長が必要と認める書類
--------------------------	--	---	---

資料 7. 天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、緊急輸送道路沿道の建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、天草市建築物耐震改修促進計画及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号。以下「国の要綱」という。）に基づき、天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業を行う者に対する補助金の交付に関して、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要領に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、天草市の市税を滞納していないものとする。
- (3) 緊急輸送道路 天草市建築物耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」・「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」・「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に掲げる第二次診断法
 - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年度国土交通省告示第184号）の規定に基づく耐震診断法
- (5) 第三者機関の評価 熊本県建築住宅センター等の耐震評価機関等が耐震診断の内容を審査し、評価又は判定することをいう。
- (6) 設計者 耐震診断を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 天草市内の建築士事務所に勤務する耐震診断士
 - イ 上記アに該当する者のほか、市長が認めた者

(補助対象建築物)

第3条 補助対象建築物は、昭和56年5月31日以前に着工した天草市内に存する建築物のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条各号に掲げるもの
- (2) 建築物の敷地が緊急輸送道路に接するもの
- (3) 耐震診断に関し、他の補助金等の交付を受けていないもの
- (4) 戸建木造住宅以外のもの

2 前項の規定にかかわらず、地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして市長が認める建築物は、補助対象とすることができる。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、建築物の所有者（区分所有の建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体）又は所有者と同等と市長が認める者で、本市の市税を滞納していないものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震診断、第三者機関の評価及び設計図書の復元等の経費とし、次に掲げる国の要綱に定める額を限度とし、かつ、補助対象建築物1棟当たり92.5万円を限度とする。

(1) 次のアからウに掲げる区分で算出した額

- ア 面積1,000㎡以内の部分 2,060円/㎡以内
- イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,540円/㎡以内
- ウ 面積2,000㎡を超える部分 1,030円/㎡以内

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断の実施に関する契約を締結する前に、補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- ア 補助対象事業実施計画書（様式第3号－1）
- イ 住民票の写し
- ウ 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類（見積書等）

- エ 建築物の所有者が分かる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）
- オ 市税の滞納のない証明書
- カ 補助対象建築物に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書
- キ 建築確認済証の写し又は当該建築物の建築年月日が分かるもの
- ク 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書
- ケ 現況写真（外観写真2方向以上）
- コ 業務工程表
- サ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状
- シ その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、第7条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び耐震診断の実施等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、耐震診断の実施に関する契約を締結し、耐震診断に着手するものとする。

（変更申請）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書に変更の内容のわかる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完

了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(完了期日の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(遂行命令)

第15条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(完了実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震評価書の写し（第三者機関の評価を行った場合）
- (3) 耐震診断に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第18条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書次に掲げる関係書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る領収書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第17条の補助金の額の確定通知を行った後においてもまた同様とする。

(1) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第11条第2項若しくは第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。

(完了後の報告等)

第22条 市長は、補助事業完了後において、補助事業の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る建築物について調査し、又は補助事業者に対して報告を求めることができる。

(補則)

第23条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、

市長が別に定める。

附則

第1条 この要領は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。